

要 望 書

令和5年8月22日

兵庫県市長会

令和5年8月22日

様

兵庫県市長会

会長 門 康 彦

平素は、県下都市行財政の運営につきまして、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度第1回定例総会において採択されました各市要望事項を兵庫県市長会の要望書として提出いたします。

つきましては、いずれの事項も各市のかかえる重要な問題でありますので、兵庫県に対する要望事項については、これら実現のために特段のご配慮を賜りますとともに、国に対する要望事項についても、あらゆる機会に関係方面に働きかけていただきますようお願い申し上げます。

要 望 項 目 一 覧

県要望	3
1 地域医療の確保について	4
2 外国人住民の生活支援体制の強化について	6
3 区域区分の廃止等について	7
国県要望	9
1 新型コロナウイルス感染拡大防止対策及び経済・雇用、市民生活支援対策に係る財政的措置等について	10
2 国民健康保険制度の財政基盤の強化について	12
(新) 3 子どもの医療費助成に係る全国一律の助成制度創設及び県の財政支援の拡充について	16
4 児童虐待防止対策に係る支援措置の充実について	17
5 障害者自立支援給付及び地域生活支援事業に係る超過負担について	19
6 鳥獣被害対策について	20
7 公共交通の維持と利便性の向上について	23
8 広域交通ネットワークとしての鉄道維持に向けた国及び県の主体的な関与について	24
9 下水道施設等の改築への国費負担の継続及び改築事業予算の確保等について	26
10 公立学校施設及び環境整備への財政支援について	28
11 特別な配慮を要する児童生徒等の支援及び各種専門員や支援員の適正な配置について	31
<参 考> 国要望	35
1 社会保障・税番号制度に係る制度改正及びマイナンバーカード交付事務に係る財政措置について	36
2 社会資本整備総合交付金の要件緩和について	39
3 自治体のデジタル化に伴う財政支援等について	40
4 適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係るシルバー人材センターへの仕入税額控除の継続適用について	42
5 道路整備財源の確保等について	44
(新) 6 適正な再生可能エネルギー施設の設置について	46
7 水道事業に対する財政支援体制の強化及び財政措置の拡充について	48

県 要 望

1 地域医療の確保について

1 公立病院及びへき地診療所への支援について

医師の地域偏在、診療科偏在等を解消するため地域医療に従事する医師の持続的・安定的な養成と、県立病院等からの医師派遣及び各自治体などの取組みに対する財政支援を要望する。特に、地域の実情を踏まえた公立病院の安定運営のための診療科別医師の配置や非常時における支援体制の仕組み構築などについて要望する。また、兵庫県養成医師制度による医師の派遣先に、医師確保が困難なへき地診療所を対象に加えることを要望する。

2 小児一次救急体制維持のための小児科医師の確保について

小児科医師の安定的な確保及び小児一次救急体制への財政支援を要望する。

また、小児一次救急体制における支援として、子ども医療電話相談（＃8000）の機能を強化するなど、県が主体となってトリアージナース制度を構築し、電話対応体制の整備を要望する。

持続可能な小児一次救急体制の構築のため、県立病院における小児一次救急受入体制を要望する。

〔説明〕

1 公立病院及びへき地診療所への支援について

平成16年度からの新医師臨床研修制度開始以降、研修医の減少や勤務医の高齢化・退職等により地方の公立病院は深刻な医師不足の状況となり、診療科の縮小のみならず閉鎖を余儀なくされるなど、地域医療体制に大きな影響が出ている。

そのような状況における地域医療体制の維持のために、県による養成医の派遣及び各自治体や一部事務組合による医師確保に向けた取組みを行っているところだが、依然、医師不足は解消されていない。

医師の地域偏在、診療科の偏在等を解消するために、持続的・安定的な地域医療に従事する医師の養成と県立病院等からの医師の派遣及びその増員を要望すると共に、各自治体や一部事務組合における医師確保等の地域医療体制の維持のための取組みに対する財政支援を要望する。

特に、公立八鹿病院においては産婦人科常勤医師1名の退職に伴い11月末で分娩を休止せざるを得ない事態となり、兵庫県の面積の4分の1を占める広大な但馬地域において、但馬こうのとり周産期医療センター1箇所だけでしか出産ができない状況であり、早期の分娩再開が求められている。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症等への対応についても、但馬地域の公立病院では呼吸器内科医の不足等から体制整備が充分でない場面もあった。これらのことから、地域の実情を踏まえた公立病院の安定運営のための診療科別医師の配置や非常時における人的な医療支援体制の仕組み構築などについて要望するものである。

また、県内には、多くのへき地診療所があり、今後、勤務医師の高齢化、地理

的要因により、安定的・継続的な医師の確保が困難な診療所もある。

へき地診療所は、地域の一次診療所として、かかりつけ医が住民の健康を守る重要な役割を担っているため、医師確保の困難による無医地区の発生は避けるべきである。

現在は、へき地医療拠点病院からへき地診療所への代診医の派遣等が行われている。

へき地診療所の存続には、診療所に常駐する医師が必要であるため、養成医の派遣先をへき地医療拠点病院だけでなく、へき地診療所も対象に加えることを要望する。

へき地診療所数：県内：46

2 小児一次救急体制維持のための小児科医師の確保について

少子化が深刻な状況の中、小児救急医療は重要な育児支援策である。

しかし、地方の小児一次救急体制は、小児科医の減少と高齢化により出務医師の確保が困難になっている。

例えば、淡路島内3市では、小児一次救急については、トリアージナース制度の導入により、以前問題となっていた「コンビニ受診」は大幅に改善しているが、3市のみの電話件数では効率性の課題があることから、子ども医療電話相談（#8000）の機能を強化するなど、県が主体となってトリアージナース制度を構築し、電話対応体制の整備を要望する。また、「小児夜間救急診療」や「小児休日救急診療」は、小児科医の輪番体制で取り組んでいるものの、淡路島では、出務医師の確保については9割以上を島外の大学院生等の応援で担っている。小児一次救急体制をいつまで維持できるのか危機感を強く持たざるを得ない状況である。さらに令和6年度からは、「医師の働き方改革」の導入により大学病院等からの応援も難しくなっていくと聞いている。

さらに、県立病院は地方医療の中核であることは間違いがなく、医師を充実していただいているのは非常にありがたいことだが、それ故に人口に対する医師数が「少なくない」とされている地域がある。県立病院以外では医師の高齢化が進み、近い将来に医師の不足が予見されている。そのような状況の中、県立病院抜きで小児一次救急体制を構築するには無理があり、大学病院等からの応援によりやっと成り立っているが、それも前述したように外部からの応援も見込めなくなるという現状である。

喫緊の課題として、持続可能な小児一次救急体制の構築に向け、小児科医が多い県立病院を拠点とした小児一次救急体制の構築を要望する。

また、そのために保健医療計画や医師確保計画の見直しが必要となるのであれば、併せて計画の見直しを要望する。

2 外国人住民の生活支援体制の強化について

平成31年4月に新たな在留資格として「特定技能」が創設され、今後ますます外国人労働者が増加すると見込まれることから、外国人住民の生活支援体制について、次のとおり要望する。

- 1 外国人相談・交流センターについて、県民局・県民センター単位で設置するとともに、当該センターへの外国人支援員の配置や市への通訳の派遣体制など、支援体制の拡充を図ること。
- 2 子ども多文化共生サポーター派遣事業について、派遣期間を日本語指導が必要な外国人児童生徒等が学校生活に適應できるまで拡充するなど、児童生徒に対する指導・支援体制の充実を図ること。

〔説明〕

平成31年4月に新たな在留資格として「特定技能」が創設されたことから、今後ますます外国人労働者が増加すると見込まれる。兵庫県でも、令和3年12月31日現在の在留外国人は111,940人となっており、新型コロナウイルス感染症の影響による入国規制後は減少傾向であるものの、「特定技能」創設前の平成30年12月31日現在と比較して約1,900人増加している。

外国人住民の生活支援体制については、現状においても、県単位での相談窓口の設置などに取り組まれているところであるが、県民局・県民センター単位での外国人相談・交流センターを設置して体制拡充を図るとともに、個々の事情に応じたきめ細かな対応が可能となるよう、外国人支援員の配置や通訳の派遣体制の構築などを要望する。

また、外国人児童生徒に対する支援については、子ども多文化共生サポーター派遣事業による派遣期間を学校生活に適應できるまで拡充するなど、当該児童生徒に対する指導・支援体制の充実を図るよう要望する。

3 区域区分の廃止等について

まちづくりにおける土地利用の課題を柔軟かつ迅速に解決できるようにするために、都市計画区域マスタープランの見直し等が進められており、兵庫県においても、市街化調整区域の土地利用に関して市町アンケート調査を行い、個別にヒアリングを実施し、線引きの見直しや規制緩和等について意見交換を行っているところであるが、線引きの廃止を望む地域・自治体については、都市計画区域の指定範囲の見直し及び線引きの廃止に関して、今後も引き続き、個別具体的、かつ、適時適切に進めるよう要望する。

あわせて、令和3年度に開催された土地利用推進検討会の結果を踏まえ、市町と連携し、農振農用地区域除外や農地転用許可にかかる手続を迅速化する取組を着実に推進していくよう要望する。

〔説明〕

提案市が所属する北播磨地域は、線引き都市計画区域である東播都市計画区域に位置付けられているが、沿岸部の東播磨地域と異なり、土地利用が厳しく制限されている市街化調整区域が過半の面積を占めている。市街化調整区域では、集落住民の日常生活に必要な日常販売店舗、農業関連施設、公共公益施設に加えて、地区計画や特別指定区域制度など土地利用規制の緩和手法が用意されてはいるものの、手続に膨大な時間と労力がかかるため産業振興や地域主体のまちづくりの実現に適時適切に対応することが難しいのが現状である。

また、提案市など北播磨地域においては、線引き制度が導入された当時と比べると、人口動向や建築実績件数が示すとおり市街化調整区域における開発圧力は弱くなっており、建築物の建築を目的とする無秩序な乱開発が繰り返される可能性は以前よりも低くなっていることから、線引き廃止をはじめ、土地利用規制の更なる緩和を含めた制限を設けない幅広い検討が必要であると考えられる。これについては、西播磨地域や中播磨地域北部も同様であると考えられる。

一方、姫路市以東沿岸部の都市計画区域は、交通利便性の優位性などから依然として開発圧力があり無秩序な開発が危惧される状況にあることから、線引き制度の維持を前提とした都市計画制度の活用検討が必要であると考えられる。

このように、地域・自治体が抱える課題は様々であることから、都市計画区域マスタープランの見直し等において、各々の課題解決に向けた土地利用方針に合った個別具体的かつ柔軟に都市計画区域の指定範囲の見直し（新たな都市計画区域の設定）を行い、規制緩和を望む地域・自治体については線引きの廃止を進めるよう要望する。

あわせて、企業等の進出ニーズに的確かつ迅速に対応し、地域における産業振興や市町主体のまちづくりを円滑に進められるよう、農振農用地区域除外や農地転用許可にかかる手続を迅速化する取組を着実に進めるよう要望する。

国 県 要 望

1 新型コロナウイルス感染拡大防止対策及び経済・雇用、市民生活支援対策に係る財政的措置等について

- 1 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰による影響を踏まえ、経済・雇用対策及び市民生活の支援について、切れ目なく円滑かつ迅速に地域の実情に応じて実施するに当たり、確実な財源保障が行われるよう、財政的な支援を要望する。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業等については、令和3年4月からの緊急事態措置に伴う第4期協力金以降は県が市町の負担分も含めて地方負担分を負担しているが、今後も市町に財源負担を転嫁することがないよう要望する。
- 3 感染症対策及び物価高騰対策の実施に当たっては、各自治体の創意工夫に任せただけではなく、国の責任において画一的な支援を行うこと。また、事業の実施における自治体の実情を把握した上で、迅速かつ後戻りのない情報提供を要望する。
- 4 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業を実施するに当たっては、地方自治体の負担が生じないよう、引き続き全額国費により実施することを要望する。
- 5 令和4年度に内閣官房が公募・実施するウィズコロナ時代を見据えた下水サーベイランスの技術実証・導入事業が実施された。しかし、令和5年度以降の実施については、国の所轄組織や財政的支援について不透明な状況であり、自治体は財源確保をはじめ計画に苦慮している。全国の地方自治体の実情に対して、早急な国の支援充実を要望する。また、本事業に係る省庁における所管の速やかな決定についても併せて要望する。

〔説 明〕

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策については、医療提供体制はもとより、市民生活、経済、教育などあらゆる分野での継続的な支援や新しい生活様式に向けた新たな取組を実施する必要があることに加え、国際情勢の緊迫化等による原油価格・物価高騰や円安の影響から経済・雇用、市民生活を守るための支援を行う必要が生じている。

これらの状況に対し、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかな事業が実施できるよう、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設されて以降、累次の交付がなされたことに加えて、令和4年度では同交付金に「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」及び「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設され、令和4年10月28日には「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が閣議決定されたところであるが、新型コロナウイルス感染症の収束及び国際情勢の安定化の見通しがいず

れも困難な状況において、更なる対策を実施することによる財政需要が見込まれる。

こうしたことから、次のとおり要望する。

- 1 今後も感染状況や物価高騰の状況等を踏まえ、適時適切に国においても補正予算の編成等による地方創生臨時交付金等の継続措置を行うことに加え、今後の社会経済情勢の変化に伴う地方自治体の財政需要並びに税収の動向等についても的確に判断する中で、地方財政計画における歳入歳出を的確に見積もり、可能な限り臨時財政対策債の増加を抑制するとともに、必要に応じて地方交付税の別枠加算措置を講じるなど、確実な財源の保障が行われるよう、地方財政措置を十分に講じること
- 2 営業時間短縮の要請等に伴う協力金の支払い等に要する費用については、8割を国が負担し、地方負担の2割を兵庫県が全額負担している。もし地方負担分を市町が負担すると、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の大部分を協力金の財源とせざるを得なくなり臨時交付金の使途が限られてくるため、今後も市町に財政負担を転嫁しないこと
- 3 感染症対策及び物価高騰対策において、各自治体の創意工夫に任せるだけではなく、国の責任において画一的な支援を行うこと。また、令和3年度の子育て世帯臨時特別給付金では、給付手法の方針に混乱が生じ、自治体においてもその対応に苦慮したところであり、対策の実施に当たっては、自治体の実情を把握した上で、迅速かつ後戻りのない情報提供を行うこと
- 4 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業を継続して実施する必要がある場合には、地方負担分が発生することがないように、引き続き全額国費により行うこと
- 5 社会実証で良好な活用実績が得られつつある一方で、今後全国で本事業を活用する自治体が増え、新たな社会インフラとして実装されていくためには課題も多く、産学官が連携して諸課題に取り組んでいく必要がある。これまでは内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室が事業を牽引してきたが、令和5年度以降の所管省庁や財政的支援についてはいまだ不透明な状況であり、本事業の活用を検討している各自治体についても計画策定、市民への合意形成等に苦慮している。

このようなことから、全数把握に代わる感染状況を予測・傾向を把握する有効な手段の一つとして本事業の活用の裾野を拡げるためにも、本事業に係る省庁における所管の速やかな決定の上、取組推進に係る事業費への財政的支援を行うこと。

2 国民健康保険制度の財政基盤の強化について

1 国保の基盤強化を柱とする国民健康保険制度改革について

- (1) 今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、国の責任において、引き続き3,400億円の財政支援を確実に実施すること。
- (2) 市町保険者に過度の負担が生じないよう市町保険者の意見を十分に聴取し、新たな公費の投入など、国保の財政基盤を強化するための財政支援策を実施すること。
- (3) 国からの確定係数に基づく納付金額の提示時期を早めること。

2 国民健康保険制度の国・県における財政負担等について

- (1) 財政安定化支援事業を恒久化し、拡充すること。
- (2) 保険給付費等に対する国庫負担割合の引き上げなどの財政基盤の拡充・強化について、国の責任と負担により、実効力のある措置を図ること。
- (3) 国民健康保険法に負担割合が明示されている県支出金等についても、国の責任において負担割合を引き上げ、同法に負担割合が明示されていない県支出金については、県の責任と負担において実効力のある措置を図ること。
- (4) 市町の一般会計からの法定外繰入金や繰上充用を解消するための支援策を講じること。
- (5) 保険者努力支援制度について、収納率向上における取組の実施状況に係る保険料（税）収納率の達成基準に関して、被保険者数による区分をよりきめ細かく設定するなど、適切に市町規模別の評価を行うとともに、実績や取組についてよりきめ細やかな評価が行われる制度となるよう見直しを行うこと。また、特定健診・特定保健指導の実施率等に導入されたマイナス点方式をやめること。
- (6) 特定健診、特定保健指導事業について、実態に即した基準額に見直すこと。また、市町が生活習慣病の発症リスクの早期発見に関して、地域の実態に合った事業を継続して実施できるよう、補助基準の対象となる検査項目を拡充すること。

3 地方単独事業に係る国庫負担金減額措置の撤廃について

- (1) 少子化対策等のさらなる推進や国保財政基盤の確立を図る観点から、未就学児までを対象とする医療費助成に係る国庫負担金の減額措置撤廃に引き続き、全面的な減額措置の撤廃を行うこと。
- (2) 減額措置の撤廃が実現していない現状において、県に対しては、福祉医療

波及分を基に算出している国民健康保険事業費補助金の計算方法の詳細を示した上で増額措置を行うこと。

4 子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置の拡充について

子育て世帯の保険料負担軽減並びに他の医療保険制度との均衡を図るため、国の責任と負担において子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置の対象範囲を拡充すること。

〔説 明〕

【はじめに】

国民健康保険は、制度創設から60年という長期にわたり、我が国の国民皆保険制度の中核を担ってきた。しかしながら、その間に、高齢者や低所得者の加入割合が増加し、現在の国保財政は、その基盤が構造的に脆弱であるという問題を抱えている。そのような中、医療給付費は増加しており、国保財政は真に危機的な状況に直面しているといえる。こうした事態への対策として、市町保険者は、保険料（税）の引き上げや収納率の向上、医療費適正化などを図っているが、そうした市町保険者による取組だけでは限界があり、一般会計からの法定外繰入や繰上充用等でなんとか国保会計を運営しているのが実情である。

【1 国保の基盤強化を柱とする国民健康保険制度改革について】

平成30年度に拡充された3,400億円の公費について、その一部を構成する保険者努力支援制度の予算規模の見直しを財務省が示唆しているが、これを縮減することは制度改革の根幹に関わるものであることから、現行規模での財政支援が引き続き実施されることを要望する。

また、将来にわたる医療費の増嵩に対応できる財政基盤を確立し、国民皆保険制度を堅持するため、保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げ等、財政措置の拡充を要望する。

加えて、納付金算定までのスケジュールについては、予算編成や議会への説明にかかる期間を鑑みても、非常に厳しいスケジュールとなっており、これを毎年行うとなると職員への負担があまりに大きいため、国からの確定係数に基づく納付金額の提示時期を早めることを要望する。

【2 国民健康保険制度の国・県における財政負担等について】

国保財政安定化支援事業は、保険者の責めに帰することができない事情、①被保険者に低所得者が多い。②高齢者が特に多いことによって、医療費が過大とな

っていることに着目して、一般会計から繰り入れられる経費であり、その地方負担に対し、地方交付税措置が講じられている。国保財政安定化支援事業の恒久化は、国民健康保険事業の安定化に資することから要望するものである。

県の負担は、保険基盤安定負担金、高額医療費負担金、特定健康診査等負担金、県繰入金などがあり、国保会計におけるそれらの役割は大きいものであることから、国民健康保険法に負担割合が明示されている負担金等については、国の責任において、負担割合を引き上げることがを要望し、国保法に負担割合が明示されていない国民健康保険事業費補助金については、県の責任において負担額を引き上げることがを要望する。

市町の一般会計からの決算補填等を目的とする法定外繰入金及び繰上充用の新規増加分を確実に解消するため、財政措置について拡充を要望する。

保険者努力支援制度は、被保険者数の減少傾向が続く一方、低所得世帯の割合が増加しており、収納率の更なる向上を図ることは大変厳しい状況であるため、各市町保険者の実情も考慮し、市町規模の区分を細分化するとともに、実績や取組についてよりきめ細やかな評価が行われるよう制度の見直しを求める。また、特定健診・特定保健指導の実施率等に導入されたマイナス点方式について、被保険者の負担増につながりかねないため、やめるよう要望する。

特定健診、特定保健指導の実施に当たっては、国、都道府県が、基準単価のそれぞれ1/3の額を負担しているが、実際の健診委託単価が基準単価を大きく上回るため、受診率を向上させていくほど市町保険者の負担増を招き、その分を保険料として被保険者に負担させる状況となっている。実態に即した基準額に見直すとともに、市町保険者が地域の実態に合わせて実施している追加検査項目を補助基準に加えることを要望する。

【3 地方単独事業に係る国庫負担金減額措置の撤廃について】

地方単独事業の医療費助成事業は、社会的・経済的に弱い立場にある人を対象とし、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的にほぼ全ての自治体で実施しているが、現状において、当該事業による自己負担の軽減に伴う医療費増加分に対するペナルティとして、国庫負担金の減額が行われているところである。このことは、国が本来果たすべきである少子化対策や社会的弱者へのセーフティネットに対する地方自治体の努力を阻害するものである。

平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国庫負担金の減額措置を行わないこととされたことは一定の改善が図られたことと考えるが、さらなる少子化対策等の推進や国保財政基盤の確立を図る観点から、今後、全面的な減額措置の撤廃を要望する。また、減額措置の撤廃が実現していない現

状において、県に対しては、納付金を算定するにあたり、地方単独事業の減額調整分が上乗せされている一方で、それを補填するため国民健康保険事業費補助金が控除されているが、その額について計算方法の詳細を示した上で、共同実施分の半額を助成すべく増額を要望する。

【4 子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置の拡充について】

国民健康保険制度においては、他の医療保険制度とは異なり、世帯の被保険者一人ひとりに均等割保険料が賦課されるため、世帯に子どもが増えるごとに保険料（税）負担が増加する仕組みとなっている。この点について、他の医療保険との均衡を考慮して、子育て世帯の負担軽減を図るため、兵庫県下において、18歳以下の子どもの均等割に係る減免制度を導入している市があるなど、独自の取組を進める市町保険者が全国的に増加している。制度間の不均衡は、制度そのものによって調整されるべきものであることから、制度設計及びその財源を確保する権限を有する国の責任と負担において、子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置について未就学児だけでなく、対象範囲を拡充されることを要望する。

(新) 3 子どもの医療費助成に係る全国一律の助成制度創設及び県の財政支援の拡充について

子育て世帯への支援策のひとつである、子どもに係る医療費助成制度について、次のとおり要望する。

国の責務として、所得制限を設けることなく、高校生世代までの全ての子どもを対象として、全国一律の子どもの医療費助成制度を創設すること。

県においては、制度創設までの間、財政支援を拡充するとともに、創設のため国に提言を行うこと。

〔説 明〕

少子化対策は、現在の日本社会の大きな課題となっている。子育てしやすい社会の実現に向けた取り組みのひとつとして、子どもの医療に対する支援が各自治体で行われている。

しかし、自治体の財政事情等により全国レベルではもちろん、県内であっても助成適用の要件や助成範囲・程度が異なる状況となっている。

全国の子どもたちが必要な医療を公平に受診できるよう、国の責務として、所得制限を設けることなく、高校生世代までの全ての子どもを対象として、全国一律の子どもの医療費助成制度を創設することを要望する。

また、県においては、創設までの間、「こども医療費助成事業」を「乳幼児等医療費助成事業」と同様の制度とし、通院に係る自己負担額の1/3助成を1日800円上限まで助成する等の拡充を行うとともに、制度創設のための提言を国に引き続き行うことを要望する。

4 児童虐待防止対策に係る支援措置の充実について

児童虐待に係る相談件数が年々増加する中、児童虐待防止対策において市町村はこれまで以上に重要な役割が求められており、その体制強化に必要な社会福祉士や心理士、保健師等の専門職配置に係る財政支援措置の拡充や担い手確保の取組の推進、研修機会の充実など、総合的な支援措置の充実を行うこと。

また、児童相談所と市町村が協働して支援を実施するうえで、学校、保育所、警察、医療機関等の関係機関を含めた連携が極めて重要となることから、関係府省庁が協力し、これら関係機関における相互理解の促進と、市町村や児童相談所と適切な連携が図られるよう、必要な措置を講ずること。

さらに、児童虐待防止対策の拠点となる児童相談所について、中核市及び特別区の設置が推進されるよう、十分な支援措置を講ずること。

〔説 明〕

児童虐待に係る児童相談所や市町村への相談件数が年々増加する中、平成28年以降、順次児童福祉法等が改正され、市町村の子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターの法定化、児童相談所と市町村を含む関係機関の連携強化などの取組が進められてきた。加えて、令和4年改正では、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行う機関である「こども家庭センター」を市区町村に設置するよう努力義務を規定するなど、子育て支援や児童虐待に対する基礎自治体の責任と役割がさらに強化された。このような中で、市町村においては、特に子ども家庭支援を担う人材の確保と質の向上をはじめとする体制と対応力の強化が重要かつ緊急の課題となっている。

国においては、児童虐待防止対策をはじめ、子ども家庭分野の施策の推進に当たって、令和5年4月創設の「こども家庭庁」が司令塔となり、こどもや家庭が抱える様々な課題に対し、常にこどもの最善の利益を第一に考え、関係省庁と連携し、政府一丸となり取り組むこととしている。

については、「こども家庭センター」の設置に向けた体制強化と人材確保等のため、人口規模や要保護児童数等を踏まえた社会福祉士や心理士、保健師等の専門職の配置に向けた十分な地方財政上の支援措置の拡充や担い手確保の取組を推進

するとともに子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センター等の職員に対して、質の高い研修を提供することができるよう体制整備を行うこと。

さらに、児童虐待への対応においては、児童相談所と市町村、学校、保育所、警察、医療機関等の関係機関との連携が極めて重要であり、特に学校との連携に当たっては、早期発見と児童相談所や市町村への速やかな通告等の必要性についての教職員の一層の理解促進が重要である。関係機関が児童虐待防止に向けた相互理解の促進と適切な連携が図られるよう、こども家庭庁のみならず、文部科学省等の関係府省庁が連携の上、児童虐待対応の在り方の周知徹底、研修の充実、人員配置などについて、必要な支援措置を講ずること。

加えて、児童相談所は児童虐待防止対策の拠点であることから、さらなる体制強化に向けた総合的な支援措置の充実を行うとともに、中核市及び特別区において児童相談所の設置促進が図られるよう十分な支援措置を講ずることを要望する。

5 障害者自立支援給付及び地域生活支援事業に係る超過負担について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）に基づいて実施している障害者自立支援給付及び地域生活支援事業については、市の超過負担が生じないようにするとともに、地域の実態を踏まえ、円滑に実施できるよう、また都市自治体での格差が生じない等の十分な財政措置を講じること。

〔説 明〕

障害者自立支援給付の費用負担については、原則、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4と規定しているが、介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援に限る。）に係る国庫負担対象事業費の算定では、厚生労働大臣が定める基準に基づき、当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額のいずれか低い額としている。

近年、障害者が高齢化している中、介護保険対象者が介護保険サービスと障害福祉サービスを併給するケースが増加しているが、居宅介護を利用する場合は国庫負担の対象外となっている。介護保険での訪問介護は短時間支援のため、障害福祉サービスと併給した場合は居宅介護に該当し、国庫負担の対象とならないため、超過負担の原因となっている。

また、地域生活支援事業についても、障害者自立支援法（平成18年施行）の施行以来、日常生活用具給付等事業や移動支援事業などの実施により障害者の日常生活を支援してきたところであるが、利用者の増加やニーズの多様化により、細やかな支援が求められ、事業拡大や新規事業の施行を迫られている。しかしながら、統合補助金方式に基づく補助額の一定配分の交付により事業の充実を図れば、さらなる超過負担が生じ自治体の財政負担が増大する状況となっている。

このため、地域の特性を活かし、利用者のニーズに応じた柔軟な支援を効率的かつ効果的に持続可能な事業として実施できるよう補助金の財源確保と交付対象の拡充を要望する。

6 鳥獣被害対策について

1 広域的な鳥獣対策の実施及びICTによる捕獲のスマート化の推進

有害鳥獣による農作物被害が広域化し、市域をまたいだ対応が必要である。兵庫県が中心となった一斉捕獲といった広域的な取組の実施を要望する。また、捕獲従事者の負担が増加する中、効率的・効果的に捕獲を進めるため、ICTによる捕獲のスマート化が必要であり、関連機器の利用推進や維持管理に係る財政支援及びシステム整備を県及び国に要望する。

2 生活環境被害対策及びサル個体数管理の推進

イノシシ、サル等の住宅地への侵入や交通事故といった生活環境被害が増加し、対策が必要となっている。農地以外に活用できるよう既存の補助事業の拡充等による財政支援を県及び国に要望する。また、住居集合地域等におけるサルの捕獲手法として、麻酔銃猟は専門的の技量が必要であり、一般の狩猟従事者では対応が困難である。加えて、生息状況の把握のため、発信機の追加等により個体数の適正数の調査を行い、県主導による捕獲実施を要望する。

3 イノシシのジビエ活用促進

ひょうごニホンジカ推進ネットワークが設立され、シカの有効活用は推進されているものの、イノシシについては同様の枠組みが存在しない。シカ、イノシシを問わずジビエの消費拡大のための体制を整備し、県内及び県外の事業者とのマッチングや県内ジビエ商品の対外的な魅力発信の実施を県に要望する。

4 捕獲従事者の確保を目的とした育成施策や財政的支援及び狩猟器具取扱に係る啓発の実施

捕獲従事者の高齢化も顕著になるなど、負担は大きくなっている。このため、免許更新手数料等の軽減をはじめ、新規狩猟免許取得者への助成制度の新設や活動支援に加え、地域毎の狩猟者育成に向けた取組の実施等、捕獲従事者を増やすための施策のより一層の充実を県に要望する。

また、狩猟期間中は捕獲従事者が居住地を離れ、県内各地で活動することから、近隣住民に配慮した適正な狩猟に係る指導の実施を県に要望するとともに、箱わな等の狩猟道具を免許不保持者が購入、使用してしまう事案が生じていることから、狩猟免許の必要性についての周知啓発を実施するとともに、取り扱い店舗に対する啓発及び販売に係る指導を県に要望する。

5 豚熱対策

兵庫県内においても、野生イノシシへの豚熱感染が多数確認されており、有害鳥獣捕獲活動を実施するに当たり、消毒等の防疫措置が必要となっている。感染拡大防止を図るための防疫措置の指導の徹底及び加工処理事業者への支援を含めた防疫措置に係る財政的支援等の条件緩和を県及び国に要望する。

また、野生イノシシにおける豚熱発生時の防疫措置等の明確な解除基準の設定及び早期の解除に向けた取組の推進を県及び国に要望する。

6 狩猟期間中の捕獲に係る市町負担金支払い手法の見直し

狩猟期間中の捕獲報償金については、市が事前に概算払いとして県に支出した後、翌年度に精算し過不足を調整するという手法が取られている。年度によっては多額の不足額もしくは不用額が生じることとなるため、精算額確定後に各市町に負担金を求める手法に改めることを県に要望する。

〔説 明〕

- 1 鳥獣被害については、これまでも柵の整備や捕獲による被害防止策を実施しているが、解決には至っていない。また、捕獲従事者の高齢化が進み、現状のままでは改善を図ることが難しく、今後一層対策が困難になることが想定される。

捕獲従事者の負担軽減には、これまでの猟師の経験に頼る方法に加え、ICTの活用等により鳥獣の正確な行動域の把握及び捕獲の自動化等による省力化は不可欠である。こうした対策は、市単独で実施するよりも、広域的に実施する方が効果を上げることができると思われる。

- 2 イノシシの行動域の拡大により、山林や農地のみならず、市街地においても道路上での車両や通行人との衝突等による事故や住宅地への侵入といった甚大な被害が増加している。

また、全国的にニホンザルによる人身被害を含む生活環境被害が多発しており、住居集合地域等での出没を想定した対応が必要となっている。知事の許可を受けることで、麻酔銃猟による捕獲が可能であるが、専門的技量が必要であり、地域に住む一般狩猟従事者では対応が困難である。さらに、兵庫県森林動物研究センターによる頭数調査によれば、淡路餌付け群は、直近10年間で3割以上の増加にあるなど、群れの規模の拡大が顕著になっており、餌付け群の分裂の危険性が高まっている。

- 3 平成30年度のジビエ倍増モデル整備事業の活用等により、ジビエ事業が推進されたが、今後一層の推進を図るためには生産に対する十分な需要を掘り起こしていく必要がある。シカについては、ひょうごニホンジカ推進ネットワークが設立され、有効活用は推進されているものの、イノシシについては同様の枠組みが存在しない。加工処理事業者自らの県外、県内飲食店等とのマッチング努力に加え、行政が機会を創出するなどの伴走支援を実施することが肝要である。

- 4 捕獲従事者の高齢化の進行に加え、これまで被害がなかった集落からの捕獲

要望の増加により対応が困難となっていることから、担い手の確保が喫緊の課題となっている。また、狩猟への関心向上を目的とした各種研修やイベントが開催されているが、開催会場が限定的であるため、希望していても参加が困難である。

さらに、狩猟期間中に他市在住の捕獲従事者による活動で近隣住民が通報する事案や免許を必要とすることを知らずに箱わな等の猟具を購入、使用してしまう事案が生じている。

- 5 豚熱の発生に伴い、狩猟者においては、捕獲活動を実施する場合、車両、狩猟器具及び捕獲イノシシの消毒等の防疫措置を講じる必要がある。この費用すべてが狩猟者負担となると適切な防疫措置が講じられないことも想定される。また、加工処理事業者においても感染確認区域で捕獲されたイノシシ1頭ごとの検査の実施が求められる中、国が認定している受け入れ可能な民間検査機関は国内に1施設しかなく搬出が滞るなど、大きな負担となっている。さらに、野生イノシシにおいては、家畜伝染病予防法が適用されないため、捕獲イノシシにおける防疫措置等の明確な規制解除基準が示されていない。
- 6 狩猟期間中の捕獲報償金については、平成30年度に県と各市町との間で協定が締結され、市が事前に概算払いとして県に支出した後、翌年度に精算し過不足分を調整するという手法が取られている。鳥獣の捕獲実績については、安定した数値とならないことから、年度によっては多額の不足額もしくは不用額が生じ、予算調整に苦慮している。

7 公共交通の維持と利便性の向上について

地域の活性化や発展に必要であり、市民生活の貴重な社会基盤として運行している路線バスやコミュニティバスなどの公共交通については、今後も交通ネットワークを持続的に維持するとともに、利便性を向上させるため、補助金制度の継続や拡充、地域の実情に応じた補助制度の確立を要望する。

また、国においては、算定基礎となる輸送量において、国庫補助の要件緩和に併せて、特別交付税においても要件緩和を図られるとともに、バス対策費に係る特別交付税の算定方法について、財政力指数に応じた補正係数を廃止されたい。

〔説 明〕

昨今の高齢化、核家族化、免許返納制度の導入などにより、自由に移動できる交通手段を持たない移動制約者が年々増加している。バスやタクシーなどの公共交通は、移動制約者にとって、買い物や通院などの市民生活に必要な移動手段であるとともに、健康増進や外出支援、さらには地域の活性化にも資する重要な社会基盤となっている。

このような中、市民生活の社会基盤として運行している路線バスやコミュニティバスについては、慢性的な運転手不足による減便や路線の廃止を最小限にするため、地方公共団体独自で財政的支援を行うとともに、路線の効率化を図るなど、交通事業者と協力してサービス水準の低下を抑制してきたが、コロナ禍により、今後、さらなる低下が避けられない状況になっている。

国、県においては、運行補助の輸送量要件の特例措置を実施しているところであるが、今後、既存の交通ネットワークを支え、維持確保していくためにも、これまでの運行補助の対象条件を緩和し、特に地域内の路線に関する補助制度の拡充を図るとともに、慢性的な運転手不足の解消につながる支援策の新設など、地域の実情に応じた補助制度の確立を要望する。

また、国においては、算定基礎となる輸送量において、国庫補助の要件緩和に併せて、特別交付税においても要件緩和を図られるとともに、バス対策費に係る特別交付税の算定方法について、財政力指数に応じた補正係数を廃止されたい。

8 広域交通ネットワークとしての鉄道維持に向けた国及び県の主体的な関与について

ローカル鉄道を取り巻く環境が大きく変化する中、地域住民の日常生活、観光・交流による地域活性化、加えて災害時におけるリダンダンシー機能の確保に欠くことのできない鉄道を維持するため、県は「JRローカル線維持・利用促進検討協議会」並びに「各路線ワーキングチーム」において議論を行い、将来を見据えた維持・利用促進策を取りまとめたところである。

県においては引き続き、鉄道ネットワークは地域の交通政策において必要不可欠であるとの認識に立ち、ローカル線の維持存続に向け、主体的な関与及び支援をするとともに、ワーキングチーム終了後も鉄道事業者を始め、関係者間で意見交換ができる体制を存続させるよう要望する。

また、国においては、JRローカル線の維持存続、利便性向上や、持続可能な地域公共交通体系の構築に向けた新たな協議の場を国の主体的な関与により設置するとともに、社会資本整備総合交付金の基幹事業として創設される「地域公共交通再構築事業」に加え、JR西日本・沿線自治体への実効性のある支援制度の創設を要望する。

〔説 明〕

JR西日本は、令和4年2月16日の定例会見において、大量輸送機関としての鉄道の特性を発揮できないとする輸送密度（平均通過人員）2,000人/日未満の線区17路線30区間について公表、続く4月11日、上記対象区間の区間別収支を公表し、沿線自治体等と今後のあり方を検討する必要性を示唆した。

県においては、沿線地域の実情・課題を踏まえた利用促進策等について、県が主体となって設置した「JRローカル線維持・利用促進検討協議会」並びに「各路線ワーキングチーム」において議論を行い、将来を見据えた維持・利用促進策を取りまとめたところである。

一方、国においては、国土交通省が令和4年2月14日に「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」を設置、計5回の検討会を経てまとめられた「地域の将来と利用者の視点に立ったローカル鉄道の在り方に関する提言」では、国・地方自治体・鉄道事業者の役割と責務を踏まえた上で、国

の積極的・主体的な関与と支援の在り方について方向性が示された。

地方ローカル線のあり方をめぐる議論は、山間部・沿岸部の過疎地域の将来を左右する重要な問題であるだけでなく、観光需要の誘引による地方創生の推進や災害時におけるリダンダンシー機能の確保という観点からも全国規模の広域ネットワークとしての鉄道のあり方が問われる国家的課題である。今後、維持・利用促進に取り組んでいくにあたり、国に対してはJRローカル線の維持存続、利便性の向上や、持続可能な地域公共交通体系の構築に向けたJR西日本への働きかけなどの積極的な関与や、社会資本整備総合交付金の基幹事業として創設される「地域公共交通再構築事業」に加え、JR西日本に対する経営支援並びに沿線自治体への支援制度の創設を求めるところである。また、引き続き県が主体となり県全体で広域的に議論を進め、一つの県だけで取り組むのではなく、鉄路で繋がる隣接府県、同様の課題を抱える全国の都道府県相互の連携の下、取り組んでいくことが重要である。

9 下水道施設等の改築への国費負担の継続及び改築事業予算の確保等について

下水道施設の改築に係る国費負担の継続及び老朽化により今後増大が見込まれる改築事業費に係る予算の確保、分流式下水道への繰出基準の継続を要望する。

また、コミュニティ・プラント施設における基幹改良事業に対する交付要件の緩和とともに、個人設置型合併処理浄化槽の改築等に対する補助制度の拡充を要望する。

〔説 明〕

1 国への要望

下水道は、浸水防除、地域の公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全など、不特定多数に便益が及ぶ公共的役割が極めて大きな事業である。今後、更に人口減少が深刻となる中、仮に、公共下水道及び流域下水道に係る管路施設はもとより機械電気設備を含めた下水道施設全般に関する改築への国庫支援が縮小した場合、著しく高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなる。加えて、下水道使用料の大幅な引上げについて理解が得られず、施設の改築が進められなくなった場合、下水機能の停止により水質悪化や感染症のまん延など、国民生活に甚大な影響を及ぼすことが懸念されるため、確実な国庫支援の継続が必要である。

さらに、下水道法第34条では、下水道施設の設置のみならず改築に要する費用も国庫補助の対象とされており、水質汚濁防止法第14条の5第3項では、国は地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するため必要な財政上の援助に努めることが明示されている。このことから、住民生活の維持や、下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、公共下水道及び流域下水道に係る下水道施設の改築に対して、現行の国費支援の継続を要望する。

それに加えて、下水道事業については、「雨水公費・汚水私費の原則」がある中、分流式下水道の資本費に対する繰出基準について、原則と異なる繰出が認められていることから基準を見直すべきとの方針が提示されているが、市民生活の維持や、下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から分流式下水道に対する繰出基準の継続を要望する。

また、コミュニティ・プラント施設の長寿命化対策事業など施設の老朽化に対

する制度は、CO2を大幅に削減できる設備が少ないにもかかわらず交付要件として厳しいCO2削減率が求められていることに加え、補助対象が設備等に限定されていることから、今後施設の改修に要する多額の費用が財政を圧迫するのは必至の状況であるため、交付要件の緩和を要望する。

あわせて、個人設置型合併処理浄化槽の更新及び改築については、令和元年度より災害に伴うものを除き国庫補助の対象外となっている。今後、老朽化により更新及び改築が必要な合併処理浄化槽の増加が見込まれるため、公共水域の水質保全を図るためにも、補助対象の拡充を要望する。

2 県への要望

公共下水道に係る下水道施設の改築事業については、国費支援が必要不可欠であり、国費が減額措置されると、事業実施の先送りなど計画どおりの事業推進ができなくなり、結果、下水道施設の安全で安定した管理・運営が破綻し、公共水域の水質が悪化する恐れがある。

下水道施設の改築事業に対して確実に国費支援が受けられるよう、県と市町が連携した国への要望活動を実施するとともに、国費が減額措置された場合、減額分を県が補てんする補助制度を新設するなど、下水道施設の改築事業が計画どおり推進できるよう、事業予算の確保を要望する。

10 公立学校施設及び環境整備への財政支援について

- 1 学校施設の大規模改修、長寿命化改修等における学校施設環境改善交付金事業において、配分基礎額や補助対象事業費の上限額（下限額）のさらなる見直しなどの財政支援拡充と、交付金の適切な予算措置及び採択について要望する。加えて、学校施設の統廃合や、小中一貫校の整備に係る公立学校施設整備費負担金事業についても財政支援の拡充を要望する。
- 2 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備や情報機器整備においては、「GIGAスクール構想」により整備したICT機器の維持管理、更新に要する経費、教育情報ネットワークのクラウド化と認証によるアクセス制御を前提としたシステムの導入及び維持管理に係る経費など、ICT環境の維持管理と更新等に関する事業について、財政支援の拡充を要望する。
また、ICT専門的人材の配置等による教員のICT活用支援についても、継続した財源措置を要望する。
- 3 教職員業務の負担軽減について、国から交付税算入による費用の一部が措置されているが、「校務支援システム」の維持管理経費や、新学習指導要領に対応したシステムの構築等、今後、その費用がますます増大していくと見込まれるため、助成制度の新設や財政支援の拡充を要望する。もしくは、国又は県によるクラウド型校務支援システムの導入を要望する。
また、県には、2及び3の要望について県独自の補助金等について制度化を要望する。

〔説明〕

- 1 昭和40年代から50年代にかけて建築された学校施設は、改築の時期を迎えており、長寿命化改修の必要に迫られている。老朽化した学校施設の整備については、文部科学省の学校施設環境改善交付金事業を活用しているが、配分基礎額と実工事費による算定額とが乖離しているうえ、補助対象事業費に上限額（下限額）があるため、計画に比べて各自治体の財政負担が大きくなることが常態化しており、事業の推進に支障をきたしている。
特に、近年の学校施設環境改善交付金は、補正により次年度事業が前倒しされつつあるため、予算編成の円滑化が図られるよう、さらなる早期の採択を望む。
また、令和4年度から学校施設環境改善交付金の大规模改造（質的整備）事業の上限額が見直され、大幅に引き下げられたところであるが、空調設備の更新及び整備については、1校単位で実施する更新工事や屋内運動場への空調設備整

備に係る断熱性を確保する工事を行うに当たり、容易に上限額を超過することが予想され、工事の分割発注による更新の遅れや自治体の負担増による整備の支障となっていることから、大規模改造（空調）事業の上限額の引き上げ及び補助単価の加算措置を望む。

少子化が進む今日、統廃合校の整備や、小中一貫校の整備には多額の事業費を要するものの、公立学校施設整備費負担金事業においても国庫補助対象工事費の算定額である1平方メートル当たりの建築単価が市場と乖離しており相当な財政負担が発生するため、財政支援拡充を望む。

- 2 国においては、令和元年度及び令和2年度補正予算をはじめ、「GIGAスクール構想」の実現に向けた予算措置がなされ、整備が完了したところであるが、端末の保守管理、学習支援等に係るソフトウェアのライセンス費用、周辺機器購入費用、通信費などの経常的経費、端末更新時の費用など将来的な経費負担が課題となっている。

特に端末更新では、国が検討しているBYOD方式では、児童生徒が使用する端末が家庭の経済状況に左右され、様々な機種が混在することで学校現場の混乱を招くことが予想される。また、文部科学省策定の教育情報セキュリティポリシー（令和4年3月版）では、アクセス制御によるセキュリティの確保において今までとは大きく考え方が変わり、これまでのネットワークシステムの大幅な変更が必要になる。

加えて、「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」に示されたクラウドサービスや認証によるアクセス制限を前提とした教育情報ネットワーク構成についても、構築費及び維持管理経費が大きな負担となっている。

また、機器の設定や年次更新作業、トラブル対応、授業での活用方法の指導等、教員のICT活用をサポートするために必要な専門的人材として、ICT支援員やヘルプデスクが必要であるが、保守体制を維持するためには経費の財源確保や専門知識を持った人材の確保が課題となっている。

学校におけるICT環境の整備【教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）】（平成30年度）について、令和5年1月23日付文部科学省通知により、2022年度から2年間計画を延長する旨が示されたが、GIGAスクール構想前の計画に基づく計画であり、地方財政措置の単年度金額の見直しも行われず、各市町が実際に市単独で負担している額と大きく乖離している。さらに、物価高騰に伴うICT機器等の値上げへの対応も必要となることから、早急な財政措置の拡充を望む。

- 3 他方で、「働き方改革」の一環として教職員業務の負担軽減をどのようにしていくかは、教育委員会としても最優先の課題であり、それとともに、新学習

指導要領における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善には、教職員の授業力のための研修等の充実が必要となっている。

一つの方策として、グループウェアを含む「校務支援システム」を導入し、Web上で指導案や教育実践資料等の共有化を図り、教職員業務の負担軽減と資質向上に努めるとともに、子ども一人ひとりへのきめ細やかな一貫した指導や支援を行っているが、システム保守料やサポート料、サーバーや端末、機器の更新費用等、その維持管理に高額なランニングコストが発生している。また、新学習指導要領への対応など、システム改善等の必要性が発生している。これらのことから、財源確保が深刻な課題となっている。

なお、財源確保の課題解決としては、国又は県により、クラウド型校務支援システムを構築し、各市の希望に応じて利用できるような環境を整備することも一つの方法となる。各市が共通のシステムを利用するので情報のやり取りが容易になり、利便性の向上につながるとともに、各市の負担も通信費等だけに抑えることが期待できる。

1 1 特別な配慮を要する児童生徒等の支援及び各種専門員や支援員の適正な配置について

1 国への要望

- (1) 通常の学級に在籍するLD、ADHD等の特別な支援が必要な児童生徒への支援体制を充実し、ソーシャルスキルや学習を保障するため、通級による指導担当教員の増員を要望する。
- (2) 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の支援のため、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）の十分な予算確保や補助率の拡大等を要望する。
- (3) 特別支援教育を一層充実させるため、加配教員による専任の特別支援教育コーディネーターの全校配置を要望する。
- (4) 特別支援教育支援員（指導補助員）の配置・拡充に対する補助事業の創設及び地方交付税の増額を要望する。
- (5) 夜間中学における外国人に対する日本語指導を含めた幅広い教育ニーズに対応するため、教職員体制の拡充を要望する。

2 国及び県への要望

- (1) 誰一人取り残さないためのきめ細かな指導と学習環境を実現するとともに、教職員の働き方改革を持続的に進め、児童生徒にとって質の高い充実した教育環境を確保していくため、学習指導員とスクール・サポート・スタッフについて、全額国費及び県費による財政措置を講じた上で、全校に確実に配置することを要望する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響で心理的なストレスを抱えている子どもたちの心のケアのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの更なる追加配置を要望する。

3 県への要望

スクールバスや医療的ケア児に対応する車両の運行に係る経費並びに看護師及び介助員等を配置する経費、特別支援学校における教室不足の解消に係る経費の助成等、県において、特別支援学校の運営に対する必要な支援及び財源確保を要望する。

〔説 明〕

1 国への要望

- (1) 通級による指導担当教員については、国において、平成29年度から10年かけて、漸次、加配定数の9割を基礎定数化することとしており、残りの

1割については、へき地や通級による指導対象児童生徒の少ない障害種別への対応として、引き続き加配措置されるとのことである。

しかし、県下各市における通級による指導担当教員は、各市に配置されているものの通級による指導を必要としている全ての児童生徒に対応できる配置となっていないのが現状である。

学校現場においては、児童生徒の教育的ニーズに応じて「多様な学びの場」を整備することが喫緊の課題となっていることから、LD、ADHD等に対応する教員について、国においては通級による指導担当教員の基礎定数化を今後も確実に行うとともに、期間をさらに短縮されるよう要望する。

- (2) 医療的ケアの必要な幼児児童生徒は特別支援学校だけでなく地域校においても増加傾向であり、看護師配置のニーズはより高まっている。また「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年に公布、施行され、国が医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することが明記された。これまで以上に、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）の十分な予算確保や補助率の拡大等を要望する。
- (3) 特別支援教育コーディネーターについては、平成19年4月から各学校において校務分掌に明確に位置づけられた。また平成28年5月20日の教育再生実行会議第九次提言には、障害のある子どもたちに係る教育体制の充実についての提言が盛り込まれており、学校現場における特別支援教育コーディネーターの専任化の必要性が認められてきた。しかし、現行の義務標準法においては加配措置の規定がないことから、加配教員による専任の特別支援教育コーディネーター全校配置は困難な状況である。そのため、義務標準法にその旨を盛り込む改正が図られることを要望する。
- (4) 特別支援教育支援員（指導補助員）については、特別支援教育の充実に向け、通常の学級で特別な支援を要する幼児児童生徒に対して、学級担任と連携しながら指導・支援に当たるため、市単費により配置することで効果的な指導に努めている。配置に当たっては、支援の必要性、優先順位等を予算の範囲内で検討しているが、支援を要する幼児児童生徒は年々増加傾向にあり、すべての園・学校や保護者の配置要望に応えるには無理がある。そのため、特別支援教育支援員（指導補助員）の増員に対する補助事業の創設や地方交付税の増額を要望する。
- (5) 夜間中学については義務教育未修了者などが授業を受ける場として、近年は外国籍の生徒が大半を占めるなど状況が変化しているが、日本語の習熟度に応じた教職員が十分に配置されていない。こうしたことから、夜間

中学における日本語指導を含めた幅広い教育ニーズとカリキュラムに対応するため、教職員体制の拡充を要望する。

2 国及び県への要望

- (1) 令和2年度は、国や県の学習指導員配置事業に係る補助金を活用して、地域の教員OBや教員免許保有者などの幅広い人材を学習指導員として市内小中学校に配置し、きめ細かな学習指導を行えた。またスクール・サポート・スタッフについても、国の補助を活用し追加配置することで、教職員の業務負担を軽減することにより、教職員の本来業務である教育活動に専念できる体制の創出と学校における働き方改革をバランスよく推進することができた。

本補助事業による追加配置は令和2年度をもって終了し、現在、兵庫県においては各市町の全小中学校について1名分の補助を行うとしているものの、その補助率は国・県合わせて1/3であるため、全小中学校に配置するとなった際の各市町の財政負担は決して少なくない。

配置校においては教職員の負担軽減、子どもの学びの保障に注力できる時間確保など、効果が上がっているため、新型コロナウイルス感染症が収束した後も、学校や教職員が直面する多様化・複雑化した課題に対応し、きめ細かな学習指導や教職員の働き方改革を進め、児童生徒に対する質の高い充実した教育環境を確保するためには、全小中特別支援学校における学習指導員やスクール・サポート・スタッフの継続的な各校への配置が必要不可欠であるため、令和2年度と同様、全小中特別支援学校を対象に全額国費及び県費による財政措置を確実に講じることを要望する。

- (2) スクールカウンセラーについては、現在、拠点校に年間210時間（年間35回、原則週1回）の勤務となっている。しかし、この配置時間では多様化複雑化する児童生徒の心の問題へのケアや、教職員との連携に限界がある。新型コロナウイルス感染症による、未曾有の状況下における児童生徒の心のケアの充実を実現するため、国においては補助事業の充実、県においては配置時間の増加及び増員を求める。

スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）については、現在、国のSSW活用事業により県内各教育事務所に配置されているとともに、県の「市町SSW配置補助」によって、経費の1/3の補助金を交付していただけたこととなった。しかし、学校や家庭からのSSWへの要望は年々増加し、コロナ禍が長期化している状況において、すべての小中学校にSSWを配置する必要があるため、各市町でのSSW事業では十分に対応できない。

地域や学校の実態に応じた継続的な支援を実施する必要があるため、国に対して、SSW活用事業補助金の充実を要望する。

3 県への要望

市立特別支援学校は、バスを利用して通学せざるを得ない児童生徒が多く、自治体の負担は多大なものとなるため、スクールバスの車両購入、運行・更新経費の財源確保を要望する。

また、各市においては、特別支援学校で医療的ケアを実施している。学校における医療的ケアは、個別性が高く、その対応は一律ではない。主治医による指示書に基づき、個別対応マニュアルを作成し医療的ケアを実施することになっているが、病院勤務の看護とは異なる看護技術が求められる。医師不在の中で学校の業務は、通常の看護師が経験している看護ではないことが多く、研修体制の充実とともに、継続して安定的に勤務できる体制の整備が必要である。

医療的ケア児の教育に当たっては、安全を確保することが大前提である。特別支援学校の学校環境の整備、医療的ケア児の登下校に係る車両の整備、運行・更新経費、介護タクシー事業者への委託料並びに看護師及び介助員等を配置する経費その他の管理費等の助成などについては、県において、必要な支援及び財源確保を図るよう要望する。

<参 考>

国 要 望

1 社会保障・税番号制度に係る制度改正及びマイナンバーカード交付事務に係る財政措置について

- 1 個人番号カード（以下、「マイナンバーカード」という。）の電子証明書について、有効期間をマイナンバーカードと同一期間とするよう要望する。

不可能な場合は、電子証明書の更新や暗証番号再設定等に際し、窓口の混雑等により混乱をきたさないようオンライン化等来庁不要での手続きとすることを要望する。

さらに、マイナンバーカードの更新に際しては、来庁不要で全ての手続きが完了できるよう要望する。

また、マイナンバーカードの追記欄について、余白増補等の運用改善を要望する。

- 2 マイナンバーカードの交付枚数増加に伴い、電子証明書に係る諸手続きや住民の異動に伴う各種手続き、有効期限満了による再交付など、今後急増が見込まれる取扱い事務件数を鑑み、マイナンバーカード交付円滑化計画期間（令和4年度末）終了後も引き続き必要な経費については、全額が事務費補助金等国庫負担による財政措置が図られるよう十分な財源確保を要望する。

〔説明〕

- 1 マイナンバーカードは有効期間が10回目の誕生日であるのに対し、電子証明書の有効期間は5回目の誕生日となっている。これにより、電子証明書の利用は、窓口への来庁が不要であることをメリットにしているにもかかわらず、電子証明書の更新のために、最低でも5年に1回の来庁が必要になるという不合理な状況となっている。

コロナ禍で地方公共団体の多くの職員がその対応に手を取られている中で、行政のデジタル化推進に伴うマイナンバーカードの急激な普及に比例して、電子証明書の更新や暗証番号再設定等、窓口来庁を必要とする市民が急増し、本来は防がなければならない窓口での混雑や滞留をかえって招くことになっており、市民と職員双方の負担は大きくなる一方である。

また、一般利用者にマイナンバーカードの有効期間と電子証明書の有効期間の違いは分かりにくく、例えば、医療機関等での健康保険証利用やコンビニ交付が電子証明書の有効期間経過により利用できないと、マイナンバーカード全てが使えないという勘違いが発生すると思われ、このままではマイナンバーカードに対する利用意欲をそぐ結果となりかねない。コンビニエンスストアにお

いて署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定（ロック解除）が可能となったということは一定評価するが、市民は署名用電子証明書の暗証番号に限って失念しているわけではなく、4ケタの暗証番号から失念している場合が多いのが現状である。そうすると、初期化・再設定について、住民及び地方公共団体の負担減少率は、あまり高くないと予想される。

これらのことから、住民の利便性向上、地方公共団体の事務の簡素化及びマイナンバーカードの継続した発展を目的として、マイナンバーカードの電子証明書について、有効期間をマイナンバーカードの有効期間と同一期間とすることを要望する。

そして、電子証明書の有効期間の延長が暗号の危殆化を理由に不可能な場合は、電子証明書の更新、一度でもマイナンバーカードに有効な電子証明書を格納したことのある方の失効時の電子証明書の復活登録、及び署名用・利用者証明用のいずれの電子証明書の暗証番号再設定（誤入力に伴うロック解除を含む）に係る手続きも、オンライン化等により来庁の必要がなく手続きが可能となるよう要望する。

さらに、電子証明書が有効なマイナンバーカードの更新手続きに関しては、来庁不要で申請及びカードの受取が可能とすることにより、利用者にとって最小限の負担で全ての手続きが完了できるよう要望する。

また、マイナンバーカードの追記欄満欄に対し、現在カードの再交付しか方法がないところ、追記欄の余白の増補を可能とする等、運用の改善を要望する。

- 2 交付円滑化計画期間が終了した時点でマイナンバーカードの新規申請手続きについてはピークを越えると思われるが、交付率の増加やオンライン申請等マイナンバーカードを活用した手続きの増加、健康保険証利用などの多目的活用が進むことで、住民の異動に伴う券面変更や券面満欄による再交付、暗証番号の再設定、電子証明書の更新など同カードに関する手続き数は継続して高止まりが続くものと見込まれる。

特に令和6年度以降は、平成27年度末に作成されたマイナンバーカードの有効期限切れによる更新、令和2年度に作成されたマイナンバーカードの電子証明書の更新及び作成時に未成年だった者の有効期限切れによる更新等の手続きが始まり、交付円滑化計画期間を上回る手続き件数となる見通しであり、地方自治体の人員配置、窓口端末数、その他必要システム及び機器類等については、交付円滑化計画期間終了と同時に直ちに縮小できるものではなく、令和4年度までにマイナンバーカードの普及啓発のために拡充した体制を令和5年度以降も一定規模で維持していく必要がある。

また、現行のマイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱においては、補助対象経費がマイナンバーカードの新規交付・申請受付に重点を置いた算定となっているため、今後マイナンバーカード交付率の向上に伴って増加することが見込まれる各種手続きに係る経費を十分に反映するよう基準を見直すとともに、必要な経費については国の責任において事務費補助金等の財源の確保をするよう要望する。

2 社会資本整備総合交付金の要件緩和について

社会教育施設（社会体育施設、公民館、文化会館、図書館）の建替え、改修、又は取壊しの際に必要なアスベスト除去工事について、アスベスト対策を推進するため、社会資本整備総合交付金の住宅・建築物アスベスト改修事業の着手期日の更なる延長を要望する。

〔説 明〕

社会教育施設については、昭和40年代から昭和50年代にかけて建築されたものが多く、施設の老朽化に伴い対策が進められているが、建替え、改修、又は取壊しの時に、アスベスト除去工事が必要となる場合がある。この工事は、アスベスト含有建材の使用箇所や材質により撤去方法が異なり、高額な除去費用が発生する場合があるため、国では、社会資本整備総合交付金の住宅・アスベスト改修事業において、アスベスト含有調査・除去等に係る補助制度を創設いただき、着手期日も令和5年度末までに延長していただいたところである。

一方で、今後、アスベスト含有調査を予定している施設もあり、それに伴う除去工事が発生した場合、令和6年度以降にも多額の費用が発生する。全国的にアスベスト対策の推進が求められる中、これらの費用の捻出に苦慮することが想定されることから、今後も国の継続的な支援が望まれる。

アスベスト対策を推進していくために、今後、アスベスト除去工事を予定する社会教育施設についても補助が受けられるよう、社会資本整備総合交付金の住宅・建築物アスベスト改修事業について、着手期日の更なる延長を要望する。

3 自治体のデジタル化に伴う財政支援等について

- 1 自治体のデジタル化を加速させるため、自治体全体で足並みをそろえて計画的かつ実効的なデジタル化に取り組む上でのリーダーシップを発揮するとともに、「自治体DX推進計画」にて検討されている行政手続きのオンライン化やAI・RPAなどの活用、デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直しに加え、ペーパーレスやキャッシュレス事業の推進、電子契約など、市町村のデジタル化やワンストップ、ワンズオンリー施策に必要な財政措置を講じること。
- 2 今後の情報セキュリティ対策として、「自治体情報システム強靱性向上モデル」の再構築を行ったが、引き続き市町村のセキュリティ対策に必要な財政措置を盛り込むこと。
- 3 自治体情報システムの標準化にあたり、ガバメントクラウドへの移行（標準化に係る経費含む）に必要となる準備経費・システム移行経費の補助対象には、移行完了までに必要なすべての経費を含めるとともに、市町村の費用負担が不要となるよう財政措置を講じること。
- 4 自治体情報システムの標準化にあたり、市民サービスが低下することのないよう各自治体の実情に合わせた柔軟なアドオン機能の実装を認めること。さらに、令和7年度末までとされている移行期限について、安定的かつ着実な移行を行う観点から、市町村における移行状況等を踏まえて柔軟に対応することに加え、個別の事情に合わせた適切な移行支援を行うこと。

〔説明〕

- 1 市民サービスの質の向上、行政運営の効率化の手段として、行政のデジタル化は不可欠となっている。デジタル化の具体的な取組として、国におけるデジタル化に向けたこれまでの規制・制度の在り方を見直した上で、行政手続きのオンライン化やAI・RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の活用、ワンストップ、ワンズオンリー施策、デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直しなど、「自治体DX推進計画」に掲げられている事業の推進に加え、ペーパーレス化やキャッシュレス事業の推進、電子契約などシステ

ム標準化対象外の内部事務手続きのデジタル化、自治体DXを推進するためのデジタル化に精通した外部人材の活用、誰一人取り残されないデジタル社会実現のためのデジタルデバインド対策など、必要な費用に対し、国の財政的な支援措置を要望する。加えて、自治体のデジタル化を計画的かつ実効的に進めていくため、国の強いリーダーシップにより、自治体全体として足並みを揃えてデジタル化に取り組むことを要望する。

2 最新のデジタル技術活用には、インターネット上で提供されているクラウドサービスの積極的な活用が不可欠で、「三層の対策」の見直しとして、「自治体情報セキュリティ対策の見直しのポイント」が国より提示されたところである。これにより県セキュリティクラウドの見直しがなされたが、新たなモデルに対応するためには利用している各市の費用負担は避けられない状況である。今後、コロナ禍における税収減も見込まれる中、市町村にとって大きな財政負担となるため、国の方針に沿ったセキュリティ対策を実現するための経費について、国の財政支援を要望する。

3 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律において、ガバメントクラウド上で稼働する標準準拠システムへの移行に係る準備経費やシステム移行経費、関連システムとの円滑な連携に要する経費などに対し財政支援が示されているが、標準化対象の20業務をガバメントクラウドに移行するには相当の費用が発生する見込みである。また、実際には提示された内容に留まらず、標準化対象外システムとのデータ連携基盤導入など多岐にわたることや、令和4年に示された地方公共団体情報システムのデータ要件・連携要件の標準仕様に標準化対象外システムが適合していくためには相当の費用発生が懸念されることから、市町村の費用負担が生じないよう国が全額負担するよう財政措置を要望する。

4 カスタマイズが原則禁止とされている標準準拠システムについて、市民サービスが低下することのないよう各自治体の実情に合わせた柔軟なアドオン機能の実装を認めることを要望する。さらに、令和7年度末までとされている標準準拠システムへの移行期限については、安定的かつ着実な移行を行う観点から、市町村における移行状況等を踏まえて柔軟に対応することに加え、個別の事情に合わせた適切な移行支援を行うことを要望する。

4 適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係るシルバー人材センターへの仕入税額控除の継続適用について

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しており、市としても支援しているところである。

令和5年10月に導入予定の消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）の下では、適格請求書を発行することが事実上困難なセンター会員を主たる取引先とするセンターにとって本制度は事業運営に及ぼす影響が極めて大きい。

これらのことから、引き続き、免税事業者であるセンターの会員が適格請求書を発行せずとも、センターが仕入税額控除を行えるような特例措置を要望する。

また、特例措置が適用されるまでの間についても、インボイス制度導入が事業運営に影響を及ぼさないよう国の単独補助による助成制度を創設すること。

〔説 明〕

センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなど、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員は適格請求書を発行することが事実上できないことから、センターは仕入税額控除が出来なくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。

しかしながら、公益法人であるセンターの運営は「収支相償」が原則であり、新たな税負担の財源はない。インボイス制度の導入により新たな税負担が生じると事業運営を行うことができなくなる恐れがある。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会貢献・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対し、インボイス制度を形式的に適用することは、働くことを通じて地域社会に貢献しようとする高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、シルバー会員数の減少を引き起こし、ひいては地域社会の活力低下までもが懸念される。

また、令和4年度12月に厚生労働省より第2次補正予算におけるシルバー会員のデジタル利用促進事業が示されたことは一定評価できるが、当該事業は国の単

独補助ではないこと、また、センターがインボイス制度に対応していく上では直接的な支援とはならず、その効果は限定的であることから、農業者の農協等特例のように適格請求書の交付義務を免除することで、引き続き、免税事業者であるセンターの会員が適格請求書を発行せずとも、センターが仕入税額控除を行えるような特例措置を要望する。また、特例措置が適用されるまでの間についても、インボイス制度導入が事業運営に影響を及ぼさないよう国の単独補助による助成制度を創設すること。

5 道路整備財源の確保等について

地域活性化に向けた道路整備及び増加している橋梁・トンネル・舗装等の道路構造物等の維持更新工事並びに定期点検を円滑に実施できるよう、社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス事業補助の財源の安定的・持続的な確保並びに道路整備について新たな財源の創設を図ることを要望するとともに、従前のおり市道舗装修繕（舗装構成一層）に対する社会資本整備総合交付金の充当を要望する。

また、点検コストの削減措置についても併せて要望する。

〔説明〕

人口減少社会が進展する中、将来にわたってまちの活力を持続するためには、社会資本の整備を進め利便性の向上を図り、人口減少の抑止及び交流人口の拡大を図ることが重要である。そのためには、安全・安心で利便性の高い、道路整備が必要である。

また、高度経済成長期に集中して整備された橋梁・トンネル・舗装等の道路構造物や道路附属物は、整備後50～60年が経過し老朽化が進んでおり、維持更新工事が増加している。各自治体では、「橋梁長寿命化修繕計画」や「トンネル長寿命化修繕計画」、「道路舗装修繕計画」等を策定し、修繕・更新等の工事を計画的に実施しているところであるが、継続して多大な事業費が発生することとなり、財政面での負担が重くなってきている。

平成26年度における道路法施行規則の改正に伴い、橋梁・トンネルを含んだ道路構造物を対象に5年に1度、近接目視で点検を行うよう義務化されたことから、修繕工事を必要とする道路構造物は多岐、多様になることは明白であり、継続して多大な点検費用が必要となるため、その費用負担は地方財政に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

この経費負担の増大に対し、国において補助金の財源の安定的・持続的な確保、点検実施及び修繕に係る補助率の更なる引き上げを要望するとともに、橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性や建設年数に応じた点検項目の簡略化についても併せて検討されたい。

また、平成30年度から、公共施設等適正管理推進事業債のうち、市道舗装修繕（舗装構成一層）をはじめとする道路の舗装修繕等の長寿命化事業が対象に拡充されるとともに、財政力に応じた地方交付税措置がされることとなったが、国県道及び観光地等にアクセスする交通量が多い幹線道路においては、舗装修繕等に多大な事業費が継続的に発生することから、公共施設等適正管理推進事業債の対象である地方単独事業では地方財政に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

長期安定的に道路整備・管理を進めるため、道路整備事業等の公共事業が減速しないよう新たな財源の創設と制度の恒久化を要望する。また、道路の長寿命化対策を安定的に進めるための多様な財源確保の観点から、市道舗装修繕（舗装構成一層）にも使える財源として、社会資本整備総合交付金が充当可能となるよう要望するとともに、社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス事業補助について、老朽化した社会資本の維持管理・更新等に対し要望額を確実に確保するための十分な財政措置を要望する。

(新) 6 適正な再生可能エネルギー施設の設置について

再生可能エネルギーの利用拡大に対し、自然環境、景観、生活環境、防災の観点から、太陽光発電施設の設置に係る法整備を行い、安全性の確保や施工管理に関する基準等を整備すること。併せて、発電事業終了時の設備の放置・不法投棄を防止するため、発電事業者による太陽光パネル等の撤去及び処分が適切に行われる仕組みを作ること。

〔説 明〕

国においては、再生可能エネルギー特別措置法（FIT法）の改正や「事業計画策定ガイドライン」の策定等、適切な事業実施の確保を図るための取組みを推進しており、令和4年7月からは、発電事業者に対し、廃棄のための費用に関する外部積立てを義務付けている。

また、令和4年5月には、宅地造成等規制法を宅地造成及び特定盛土等規制法に改正し、FIT法とは別に、盛土等に対する規制を強化する法整備を進めているところである。

その一方で、地域住民との関係性に係る問題は引続き発生しており、上記の取組みの実効性を高めるためには、施設設置の企画立案から設計、施工、管理・運用、撤去・処分に至るまでの一連の過程において適切に事業が実施され、地域との共生が十分に確保されるよう、国の責任において制度設計を図ることが必要である。

再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会における議論の方向性を踏まえた、FIT法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定手続きを厳格化する法整備とともに、森林区域での設置を厳格化するなどといった事業計画策定ガイドラインの改訂を要望するものである。

◆提案する運用改善のポイント

○地域との良好な関係の構築

適切な事業実施のためには、地域との十分なコミュニケーションを尽くすことが不可欠であるため、事業計画の認定にあたり、自治体に事前相談の上、地域住民に説明することを遵守事項とするとともに、事業者が住民理解を得るよ

うに努めたことを確認すること。

○認定前の法令遵守の確認

事業計画の認定は、申請時点で、関係法令等について相談又は手続き中の状態であっても取得が可能であり、その後の完了確認は行われていない。関係法令等に基づく相談及び手続きが完了した旨の報告を事業者に義務付けるなど、認定前に法令等の遵守を確認の上、必要な対応を取ること。

○森林区域での設置の厳格化

大規模な森林伐採に伴い、防災・環境上の問題が生じている。森林残存率を80%確保する等、必要な法改正及びガイドラインの改訂を行うこと。

○住民理解に資する認定情報の公表

認定された太陽光発電施設については、事業者名、発電出力及び発電設備の所在地等の情報が公表されるようになったが、住民が設置場所を特定できるように配慮した内容とすること。

◆要望理由・経緯

固定価格買取制度により、太陽光発電施設の普及・拡大が図られる一方で、防災・環境上の問題が生じており、地域住民との関係も悪化しているため。

7 水道事業に対する財政支援体制の強化及び財政措置の拡充について

- 1 水道は、市民生活や経済活動を支える重要なライフラインとして、平時はもとより、災害時においても安全で良質な水を安定的に供給することが求められている。

そのため、災害に強い水道施設を目指した耐震化の取組を一層進めるための財政支援措置の拡充・補助要件の緩和、企業債発行における公的資金枠の確保と将来にわたる経営維持に向け、地方の実情を踏まえた新たな財政措置を講じることがを要望する。

また、大規模災害時の広域連携に向けた支援体制の強化についても要望する。

- 2 令和3年度「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により、一定の要件を満たす簡易水道施設であった水道施設まで過疎対策事業債の対象が拡充されたが、簡易水道施設であったかに関わらず、全ての水道施設を対象とするよう制度の拡充を要望する。

また、過疎地域の水道事業においては、その地域特性により、施設建設費だけではなく、維持管理経費も増大する傾向にある。より厳しい人口減少に見舞われる過疎地域において、その水道事業を安定的に継続していくため、維持管理経費のうちの、過疎地域以外の団体との格差部分を解消するための新たな繰出基準の創設と、当該繰出に対する交付税措置による財政支援の実施を要望する。

〔説 明〕

- 1 水道事業者は、水需要が急増した昭和30年代から昭和40年代にかけて基盤施設の整備・拡充を進めてきたが、その多くが更新時期を迎え、老朽化した施設の更新・再構築や耐震化に全力を傾注しているところである。一方、水需要の減少に伴う料金収入の低迷、さらに病原微生物等の水質問題に起因した水質管理体制の強化や高度浄水施設の整備の対応など、水道を取り巻く経営環境は年々厳しさを増す一方である。

また、阪神・淡路大震災、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害、近年

の異常気象に伴う豪雨災害が多発する中、南海トラフ地震をはじめ将来起こりうる自然災害に備えるため、水道事業者間の広域連携や老朽化する水道施設の強靱化に取り組んでいく必要がある。

これらの事業を着実に推進するためには、多額の更新資金を確保することが前提となることから、国の積極的な財政支援や、水道事業者が固定資産の耐用年数に合わせて長期かつ低利で安定して資金調達ができるようにするための企業債発行に対する公的資金枠の確保が必要不可欠である。

したがって、水道事業の健全経営を確保し、事業の円滑な推進を図るため、国に対し、財政支援の拡充及び補助要件の緩和に努めること、今後のインフラ更新に対する多額の資金需要に対応するため、公的資金の借入枠を拡充することと将来にわたる経営維持に向け、地方の実情を踏まえた新たな財政措置を講じることを要望する。

また、大規模災害発生時に、国や自治体等を含めた広域連携の強化に向け、必要な措置を講じることを要望する。

- 2 水道事業は住民生活のみならず、経済活動にも必要となる重要な社会基盤であり、将来にわたり持続的な事業運営によるサービスの安定供給が不可欠であるが、過疎地域については、地理的条件が悪いことや人口がまばらなため経営効率が悪く、元より上水道施設の区域であっても人口減少率も高いことから給水収益の減少率が高くなり、人口減少に伴う管路延長の縮減も見込めず、財政基盤が脆弱である。

市内に普遍的かつ永続的に給水サービスを提供するには、過疎地域に対して手厚い財政措置を講じるが必要不可欠である。

これらのことから、一定の要件を満たす簡易水道施設であった水道施設まで過疎対策事業債の対象が拡充されたところではあるが、簡易水道施設であったかに関わらず全ての水道施設を対象とするよう制度の拡充を要望する。

充当率：対象事業費の50%（公営企業の場合）

交付税措置：70%

また、水道事業では、給水区域の地形的差異や産業構造に伴う水需要が経営環境に大きく影響を与えることから、団体によってその経営状況には大きな格

差が生じている。特に過疎地域における水道事業では、数多くの施設を建設する必要があり、料金収入を得られた水の量を示す有収水量も少ないことから、1 m³当たりの水を生産するのにかかる費用（給水原価）が1.3倍（令和2年度決算より）と高額になっている。給水原価のうち、資本費（施設建設費用）について、過疎地域の団体の方がより高くなっていることは勿論のこと、施設の多さは、動力費や運転管理費の増加につながるため、維持管理費についても高くなっている。

給水原価の比較（令和2年度地方公営企業決算状況調より）

維持管理費差額 17円	維持管理費 93円	資本費 71円	資本費差額 37円
給水原価 164円			
維持管理費 110円		資本費 108円	
給水原価 218円			

このうち、資本費については、その格差を是正するために、高料金対策等の一般会計からの繰出金の制度があるが、維持管理費の格差を是正する制度はなく、このことが過疎地域における水道事業の経営を厳しくしている要因である。

市民の健康で文化的な生活を支える重要な社会資本である水道の給水原価に生じている地域格差は早急に是正すべき問題であり、制度の改正を要望する。

